

事業者変更のお手続きをするにあたって事前に確認いただきたい事項

現在、他社が光コラボレーション事業として提供している光回線サービスをご利用中のお客様が、事業者変更により「TOSYS光」の新規申込をする際、または「TOSYS光」をご利用中のお客様が、事業者変更による廃止の申込をする際の注意事項等について、以下のとおりご説明いたします。

1. 事業者変更について

現在、NTT 東日本・NTT 西日本のサービス卸を受けて光コラボレーション事業として提供している光回線サービスをご利用されているお客さまが、その提供元事業者を変更することを事業者変更といいます。

2. 事業者変更承諾番号について

事業者変更には、お客さま自身で変更元事業者から事業者変更承諾番号を取得いただき、その番号をもとに事業者変更のお申し込みをしていただく必要があります。「TOSYS光」をご利用中のお客様が他社サービスへ事業者変更をする場合は、当社が変更元事業者となります。

3. 事業者変更承諾番号払出しのお申し込みについて

当社に事業者変更承諾番号の払出しをご依頼の際は、以下の情報が必要となります。

1. お客様 ID（CAF もしくは COP から始まる番号）
2. 契約者名
3. 設置場所住所
4. 料金支払い方法及び関連情報
- 5 申込者名・所属・連絡先電話番号

事業者変更承諾番号払出しの申込方法

- (1) 事前に当社指定の申込様式に必要事項を記入の上、下記宛先に送付いただきます。

方法	申込先	受付時間
メール	株式会社TOSYS 事業者変更承諾番号の発行受付窓口 tosys-hikari@tosys.co.jp	対応時間 平日 9:00～17:00 ・メール受信後、申請者へお電話をいれさせていただきます

- (2) 取得された事業者変更承諾番号の有効期限は14日間となりますので、有効期限内に変更先事業者様へのお申し込み手続きをお願いします。有効期限を過ぎた場合には、あらためて事業者変更承諾番号の取得が必要となります。
- (3) お客様が現在利用中のTOSYS光サービスの利用料金について、その支払期限を過ぎた未納料金がある場合には、事業者変更承諾番号の払出し申し込みを承諾しない場合があります。また、事業者変更承諾番号を発行するにあたり、分割払いとなっている工事費の残債がある場合は、その残額を一括にてお支払いいただきます。
- (4) 事業者変更承諾番号の払出しにあたっては、事務手数料が必要となります。

事業者変更承諾番号発行手数料	1 番号ごと 8,000 円（税込 8,800 円）
----------------	----------------------------

※事業者変更承諾番号発行手数料は当社が事業者変更承諾番号を発行するごとに発生いたします。

4. TOSYS光への事業者変更のお申込について

- (1) TOSYS光への事業者変更（新規）のお申し込みには、事業者変更承諾番号有効期限まで10日以上残っている必要があります。事業者変更承諾番号有効期限までの残日数が10日未満となる場合は、あらかじめ事業者変更承諾番号の取得をお願いする場合があります。
- (2) 事業者変更承諾番号の取得はお客様ご自身にて取得いただきます。他社が提供する光回線サービスから事業者変更をする場合の事業者変更承諾番号の取得方法は、現在ご利用中サービスの提供元事業者にご確認ください。
- (3) TOSYS光への事業者変更にあたっては事務手数料が必要となります。

事業者変更事務手数料	1回線ごと 3,000円（税込3,300円）
------------	------------------------

5. 事業者変更の注意事項

- (1) 事業者変更を実施することにより、現在の変更元事業者とお客様との契約内容は解除となり、変更先事業者との新たな契約になります。
- (2) TOSYS光から他社サービスへの事業者変更を実施するにあたっては、当社にて保有していたお客様情報（契約者名、設置場所住所、利用中のサービス等）を変更先事業者様に通知することになりますので、情報開示についてあらかじめご承諾をいただくことが前提となります。
- (3) 事業者変更のお申込によりTOSYS光を契約する場合、事業者変更の対象となるサービス・付加サービスの提供料金、提供条件等は、当社が別に定める内容に変更となります。詳細はTOSYS光サービス契約約款及び、約款別紙料金表をご確認ください。
- (4) 事業者変更のお申込によりTOSYS光を契約する場合、事業者変更の対象となるサービス・付加サービス以外の変更元事業者が提供するオプションサービスの取扱い（継続提供の可否、料金の変更等）については、変更元事業者へ直接ご確認ください。
- (5) 事業者変更のお申込によりTOSYS光を契約した後に、初期契約解除等により変更元事業者が提供するサービスに復帰する場合は、事業者変更前に契約していた変更元事業者のサービス提供条件等が適用にならない可能性があります。（料金割引、特典ポイント等）詳しくは、変更元事業者にご確認ください。
- (6) NTT西日本より提供されるセキュリティ対策ツールをご利用中の回線を、事業者変更（新規）のお申込によりTOSYS光に契約変更する場合、事業者変更の完了に伴い当該機能は廃止となります。対象回線のセキュリティ対策については、別途お客様ご自身でセキュリティソフトをご用意いただく等の対応が必要となります。

6. プロバイダ契約に関する注意事項

- (1) TOSYS光は光ファイバーアクセス回線を提供するものです。TOSYS光でインターネット接続を行うためには、フレッツ光に対応したISPサービス契約が別途必要となります。
- (2) 「TOSYS光」は、フレッツ対応プロバイダに対応しています。現在ご利用中のプロバイダが、変更元事業者が適用する光回線サービスとのセットプランもしくは合算請求となっている場合、料金の変更や適用キャンペーンの終了、もしくは違約金等、契約解除料が発生する場合があります。現在ご利用中のプロバイダにご確認ください。

重要事項説明書（事業者変更）に同意のうえ事業者変更にお申し込みます

署名	印
----	---